

一般社団法人日本血栓止血学会 倫理委員会規程 内規

(名称)

第1条 一般社団法人日本血栓止血学会（以下、本会と称する）定款第7章第32条に基づき倫理委員会（以下、本委員会と称する）を設置する。

(目的)

第2条 本委員会は、本会会員の血栓止血学領域に係る研究や診療等に関する倫理問題について、これを審議した上で委員会としての見解を示し、本会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(審議事項)

第3条 理事長から付託のあった下記の事項について審議する。

- ・血栓止血学領域に係る研究や診療等における倫理問題に関する事項
- ・その他倫理問題に関する事項

(組織)

第4条 委員長ならびに委員は、理事会で選考され、理事長が委嘱する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

第5条 委員は原則として本会会員とし、専門分野を考慮し、かつ公平・公正な審議を確保するため、臨床および基礎領域からそれぞれ1名以上置く。

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を要請し、あるいは文章で意見を求めることができる。

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期の途中で欠員が生じた場合、理事長と委員長が合議の上補充する。この場合理事会で承認を求める。なお補充委員の任期は欠員委員の残任期間とする。

(会議)

第8条 委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長が必要と認めた場合には書面（メール）会議をもって代えることができる。

第9条 会議の議決は、出席委員全員の合意を原則とする。

第10条 委員長は審議内容と結果を理事会に答申・報告する。

第11条 理事会は倫理委員会の答申を受け審議し、審議結果は、理事会報告として日本血栓止血学会誌誌上、学会ホームページ上に、必要に応じて

公表する。

(改正)

第 12 条 この規程の改正は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

(附則)

この規程は、平成 24 年 9 月 21 日から施行する。